

用語等の説明

1. 定期安全レビュー
発電所の安全性・信頼性の向上を目的に、原子炉等規制法に基づき10年を超えない期間ごとに、発電所の安全性等を評価するもの。
2. 品質保証規程に基づく品質マネジメントシステム(QMS)
原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるための保安活動を実施し、評価・改善を継続的に実施する仕組み。
3. トップマネジメントによるQMS
原子力安全のための、社長をトップとした管理・運営体制。
4. 原子力発電所運転員の教育・訓練指針
原子力発電所運転員の養成及び運転に必要な知識・技能等の維持・向上のための教育・訓練の基本的事項について定めた民間規格。
5. 炉内構造物
原子炉内に配置する燃料を支持するための構造物。
6. 高燃焼度燃料
使用済燃料の発生量を抑制するため、燃料内の核分裂するウランの濃度を少し上げ、原子炉内で長く使用できるようにした燃料。
7. 1次冷却材中のよう素131濃度
1次冷却材中のよう素131の濃度変化を監視し、燃料棒(被覆管)から放射性物質が1次冷却材中に漏れ出していないかを確認している。
8. 入退域管理装置
作業者が放射線管理区域へ入退域する際に、放射線の被ばく量や立ち入り時間等を管理する装置。
9. 雑固体溶融処理設備
放射線管理区域内で発生した放射性廃棄物を溶融処理し、減容する設備。
10. 放射性固体廃棄物
機器の点検時に取り替えた部品などの、固体状の放射性廃棄物。
11. 安全文化醸成に係わる活動
原子力安全を最優先とする風土を浸透させるための活動。
12. 安全審査指針類
原子力安全委員会が、原子炉施設の設置、変更等の安全審査をする際の、安全性を判断するための基準として策定したもの。
13. 電力共通研究
複数の電力会社が原子力発電所の安全性向上等を目指して、共同で実施する研究開発。